

学校いじめ防止基本方針

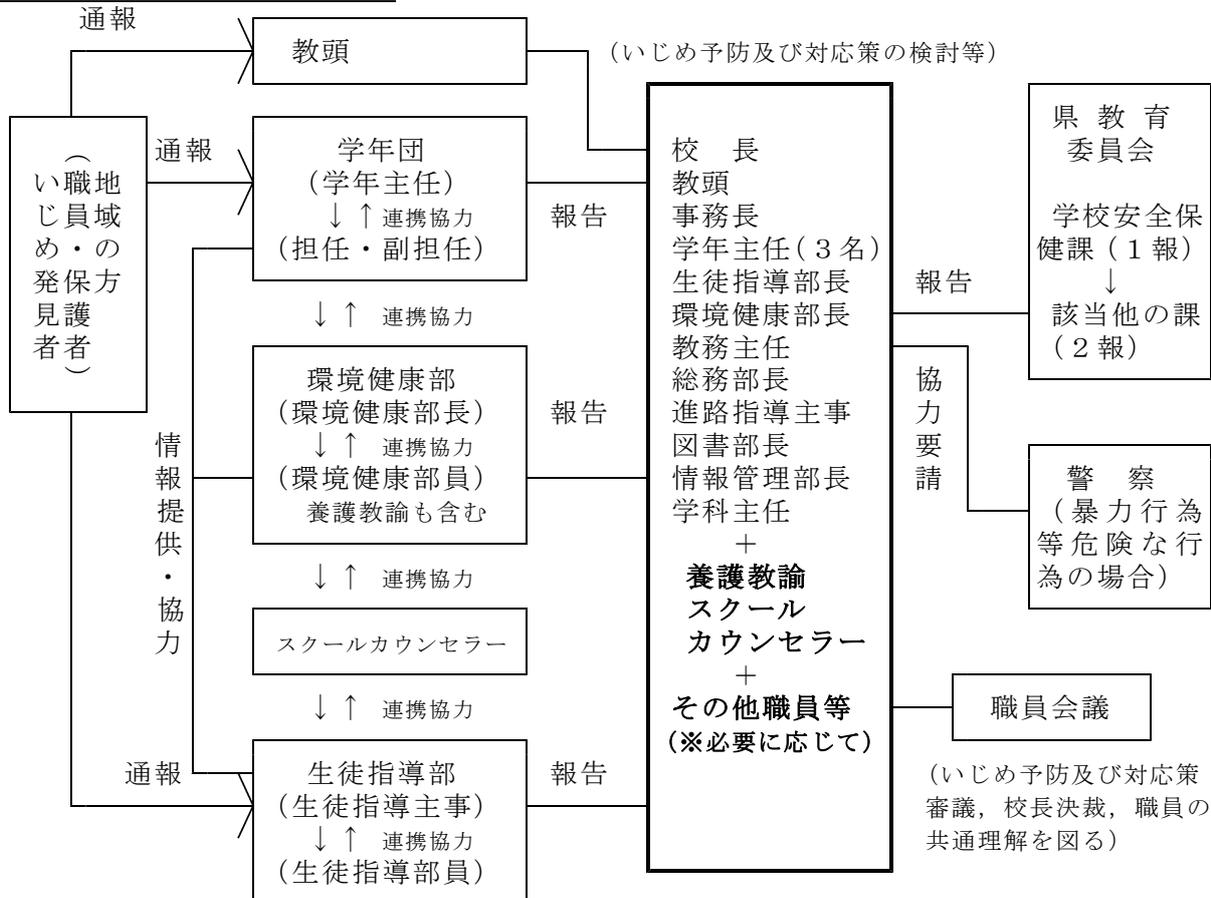
いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。今やいじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、学校が一丸となって組織的に対応することが必要とされている。このような状況の下、国においては、平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」を公布し、9月28日に施行しました。

同法第13条では、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」とあり、各学校が、国の基本方針、地域基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容を示した『学校いじめ防止基本方針』の策定を義務付けた。このことを受け、千葉県立一宮商業高等学校では、職員、生徒、保護者等がいじめ防止に向けた共通理解を持って、以下に示す千葉県立一宮商業高等学校いじめ防止基本方針に則り、総がかりでいじめ防止に取り組み、安心・安全な明るい元気な一商づくりに邁進していく。

1. いじめの定義

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的な又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法の規定に基づく）

2. 学校いじめ防止対策委員会



3. いじめの未然防止について

いじめの未然防止のためには、生徒及び保護者への啓発活動、教職員の不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言）や体罰をなくし、生徒指導の機能を重視した「わかる授業」（生徒が積極的に発表・解答・説明等をさせたりして、生徒自ら「できた」「わかった」の喜びを感じ「僕はできるんだ」「次はこれをやろう」という自己存在感や自己決定の場面を与えられる指導の工夫）を展開の工夫を図ることが大切であり、道徳教育の充実や外部講師等を活用した講演会を行い「人間としての在り方、生き方」を考えさせたり、部活動・生徒会活動を通して横縦の人間関係の広がりや深まりを目指すことが大切である。

○具体的な方策

- ①学年集会、全校集会を使って、いじめ防止に関する啓発指導を行う。
- ②学校全体で暴力や暴言を排除する。
- ③担任等による個人面談、保護者面談、担任による家庭連絡、家庭訪問等を使って意識の啓発及びいじめ或いは疑わしい行為の情報収集に努める。
- ④1学年においては、道徳の授業（年間10回）と道徳の時間（総学、LHRを活用）を活用して道徳性の向上を目指している。
- ⑤各HRでは「朝読書」（8：35～8：45の10分間）を行い、情操の高揚に努めている。
- ⑥教職員研修を通して不祥事根絶を目指す意識改革を図るとともに、生徒理解の深化を目指す。
- ⑦生徒指導部、人権委員会、進路指導部、環境健康部が主催して外部講師を招いて、それぞれ安全講話、人権講話、進路指導講演会、保健講話を行い、人間としての生き方・在り方を考える機会を設定し、人間性の深まりを目指す。
- ⑧各教科で指導法の研究を深めるとともに、校内の授業研究のための週間（6月、11月）を設定し教員相互に授業を見せ合いながら授業指導力の向上を目指す。
- ⑨生徒会において、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や相談箱を置くなどして生徒同士で悩みを聞き合う活動等、生徒自身の主体的な活動を推進する。
- ⑩ネット上のいじめの防止のため、情報モラル教育の充実（プライバシー保護を含む）させる。
- ⑪部活動指導は人格形成の場と考え、過度な勝利至上主義にならないように配慮する。

4. いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、いじめはどこの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識を持ち、些細な兆候であってもしじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、**正確に丁寧な説明を行い**、いじめを隠したり軽視することなくいじめを積極的に認知することが必要である。

○具体的な方策

- ①生徒指導部を中心に定期的（学期に1回）にいじめの発見だけでなく、体罰その他の学校生活全般における様々な気付きを掘り起こすために「学校生活アンケート」を実施する。
- ②担任による個人面談、保護者面談、家庭への電話連絡、家庭訪問等により情報収集する。
- ③各授業中の教員による生徒観察でいじめの兆候の発見を心掛ける。
- ③本校は「いじめ相談窓口」を、文書により生徒・保護者に周知する。また、いじめを知った場合、いじめらしいと認知した場合、学校の相談窓口に通報する旨、生徒・保護者に周知する。

<学校外の相談機関の例>

県教育委員会指導課生徒指導・いじめ対策室	043-223-4054
千葉県子どもと親のサポートセンター	043-207-6034
茂原警察署	0475-22-0110
外房地区少年センター	0475-22-3741
24時間いじめ電話相談	0570-0-78310
千葉いのちの電話	043-227-3900

5. いじめを認知した場合の対応

いじめを発見・通報があった場合は発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長と速やかに情報伝達し、情報の共有化を図る。そして、管理職から県教育委員会に速やかに報告する。特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的に対応していく。その時、大切なことは、全職員が被害生徒を守り通すという心構えを持ち、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導していく。

○具体的な方策

- ①本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係る事実の有無の確認を学校いじめ防止対策委員会が行い、事案の程度に応じて県教育委員会へ報告するものとする。
- ②関係生徒への聞き取りは複数の教員で、生徒個別に同時進行で行う。その際、威圧や暴言等の不適切な聴取方法は禁止する。また、職員間の情報交換を行い、得られた情報を速やかに照合、統合し、情報の整合性を図る。
- ③いじめの調査結果について、被害生徒・保護者に情報提供するとともに、加害生徒・保護にいじめの事実を通知する ②被害生徒のケア（学年、生徒指導部、養護教諭、S・C等が連携・協力）に努め、家庭連絡 を密にする。
- ④加害生徒の指導（学年、生徒指導部が中心となり特別指導等の必要性を協議し、指導計画を作成、職員会議を経て校長決裁する）を教育的配慮を心掛けながら実施する。特別指導後も事後観察、家庭連絡を行い、再発防止に向けたサポートをしていく。
- ⑤必要に応じて、学年、全体に向けていじめの相談、通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではないこと等、いじめ防止に向けた意識の高揚に努める。
- ⑥必要に応じて、県教委の指導を受けながら、関係機関（警察、医療機関）との連携を図る。

6. 重大事態への対処

「いじめ防止対策推進法」第28条（学校の設置者又は設置する学校による対処）に重大事態の対処が規定されている。

「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」

同法第29条～第31条（地方公共団体の長等への報告）

（公立の学校）当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を当該地方公共団体の長に報告しなければならない。（※千葉県は県教委（学校安全保健課に第1報を入れる。その後指導課に第2報を入れる。））

1. 県教委への報告と連携
2. 警察への通報など関係機関等との連携
3. 学校生活の見直し・改善のための会議を緊急召集する。

※いじめの重大事態を発見・通報があった場合は発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長→学校安全保健課→教育長→県知事と速やかに情報伝達し、情報の共有化を図る。
学校安全保健課（危機管理担当）043-223-4090

7. 公表，点検，評価

いじめ防止は学校の最大の教育課題の一つであり，学校・家庭・地域の連携・協力が大切である。そのためにもホームページを活用して本校の学校いじめ防止基本方針を公表し，本校でのいじめ防止の取り組みを理解していただくとともに，情報提供に協力をいただき，併せて，いじめ防止の取組に協力して頂きたい。いじめ防止の具体的取り組みを更に深めるために評価点検を心掛けていく。

○具体的な方策

- ①「学校生活アンケート」等の調査の分析を継続して行っていく。質問項目の検討も行う。
- ②学校評価等においても，本校のいじめ防止基本方針の在り方及び具体的取り組み状況等について質問項目として評価を受ける。
- ③ 保護者会総会，理事会等を通していじめ防止に向けた取り組みの説明および評価を受ける。
- ④様々な機会を通して，本校のいじめ防止基本方針の点検評価を行い，見直しを行う。